ロ　（略）

ハ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1)　（略）

(2)　法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第二項第一号に規定する基礎課税額を含む。ニ(2)において同じ。）に係る部分に限る。ニ(1)及び第七条第一項第一号ニ(1)において「基礎賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額

ニ　次に掲げる額の合算額

(1)　（略）

(2)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第一号ニ(2)において同じ。）に相当する額の総額

(3)・(4)　（略）

二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1)　（略）

(2)　法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額（地方税法第七百三条の四第二項第二号に規定する後期高齢者支援金等課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。ハ(1)及び第七条第一項第二号ハ(1)において「後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額の総額

(2)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第二号ハ(2)において同じ。）に相当する額の総額

三　（略）

2～8　（略）

（特別調整交付金の額）

第六条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一　次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合

当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ　（略）

ロ　（略）

ハ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1)　（略）

(2)　法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第二項第一号に規定する基礎課税額を含む。）に係る部分に限る。ニ(1)及び第七条第一項第一号ニにおいて「基礎賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額

ニ　次に掲げる額の合算額

(1)　（略）

（新設）

(2)・(3)　（略）

二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1)　（略）

(2)　法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額（地方税法第七百三条の四第二項第二号に規定する後期高齢者支援金等課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。ハ及び第七条第一項第二号ハにおいて「後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額

ハ　当該年度における当該都道府県内の各市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額の総額

三　（略）

2～8　（略）

（特別調整交付金の額）

第六条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一　次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合

当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ　（略）